

2019. 06. 01 : 令和元年6月定例会 発議案

発議案第7号

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について

上記議案を別紙のとおり千葉県議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月28日

千葉県議会議長 阿 井 伸 也 様

提出者	千葉県議会議員	矢 崎 堅太郎
賛成者	千葉県議会議員	河 野 俊 紀
	同	高 橋 浩
	同	網 中 肇
	同	大 川 忠 夫
	同	守 屋 貴 子
	同	安 藤じゅん子
	同	大 崎 雄 介
	同	菊 岡 たづ子
	同	松 崎 太 洋
	同	田 中 信 行
	同	竹 内 圭 司
	同	天 野 行 雄
	同	磯 部 裕 和
	同	松 戸 隆 政
	同	入 江 晶 子

同 野田剛彦
同 鈴木陽介
同 平田悦子

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

1999年に国連で採択された女子差別撤廃条約選択議定書（選択議定書とは、条約に盛り込まれていない事項を条約の一部として定める法的国際文書であり、条約から独立したものであると同時に条約から切り離しては存在できない。また、効力を持つには条約締結国によって批准されることが必要とされる。）は、既に112カ国が締結国となり、女性の人権保障の国際基準である女子差別撤廃条約の実効性担保に重要な役割を果たしている。

選択議定書の批准により、個人通報制度（女子差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたとき、女子差別撤廃委員会（CEDAW）に通報して救済を申し立てることができる。）と調査制度（権利侵害があるという信頼できる情報を得た場合、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付することができる。）を利用することが可能になる。我が国においては、選択議定書批准によって、男女賃金差別の是正や選択的夫婦別氏制度の導入、婚外子を差別する戸籍の記載の禁止などの実現を期待することができ、国内における女子差別撤廃条約の理解がさらに深まることが期待される。

国の第4次男女共同参画基本計画では「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としている。

よって、国においては、この計画にのっとり速やかに選択議定書を批准することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉県議会議長

衆議院議長

参議院議長 あ て

内閣総理大臣

令和 2 年 12 月 14 日

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣 あて

外務大臣

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

内閣官房長官

富山県議会議長 上 田 英 俊

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の

選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書

1979 年に第 34 回国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という。）が採択され、我が国については 1985 年からその効力が発生している。

しかし、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数 2020」で、日本は 153 か国中 121 位と先進国では最下位の状況となっており、この条約を踏まえた国内法制の整備など取組みの強化が求められている。

加えて今年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなかで、学校や保育所の休業、非正規職員の雇止めをはじめ、特に女性の雇用や所得への影響等が大きかったことが指摘されている。

先月 11 日に、男女共同参画会議から菅内閣総理大臣に対し、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」が答申されたが、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記された。また国会審議でも、茂木外務大臣が選択議定書の「早期締結に向けて真剣に検討を進めている」「検討を加速する」と述べるなど、前進への期待が広がっている。

よって、国会及び政府におかれては、男女共同参画社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、国内法制を早急に整備されるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

三重県議会 > 県議会の活動 > 本会議 > 意見書・決議 > 令和4年定例会2月定例会月会議で可決した意見書(3月24日可決分) > 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年、国連はあらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための「女性差別撤廃条約」(以下「条約」という。)を採択し、我が国は1985年に条約を批准した。また、1999年には、「女性差別撤廃条約選択議定書」が採択された。

この選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めるとともに、女性差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を意見・勧告とともに送付する手続を定めている。この選択議定書を批准することにより、条約締約国は、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。この選択議定書について、2021年時点で条約締約国189か国中114か国が批准しているが、我が国はいまだこれを批准していない。

政府の第5次男女共同参画基本計画においては、「令和元(2019)年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギャップ指数(GGI)」では、我が国は153か国中121位となっている」と記載されるとともに、「新型コロナウイルス感染症の拡大によって」「配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等」が「顕在化した」との認識が示されている。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、このような現状を変える重要な第一歩である。

同基本計画では「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と記載されているが、具体的な取組を加速する必要がある。

よって、本県議会は、国において、男女共同参画社会の実現に向けて、我が国の司法制度や立法政策との関連での課題等を早急に解決し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

三重県議会議長 青木 謙順

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

ページID:000260407

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書 (平成21年9月定例会)

女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成21年9月29日

提出者

浅野俊雄 細田重雄 佐々木雄三
成相安信 福田正明 森山健一
田原正居 洲浜繁達 原成充
五百川純寿 多久和忠雄 上代義郎
岡本昭二 三島治 島田三郎
石倉俊紀 藤山勉 糸原徳康
石橋富二雄 福間賢造 小沢秀多
大屋俊弘 中村芳信 田中八洲男
井田徳義 和田章一郎 園山繁
尾村利成 門脇誠三 白石恵子
藤間恵一 加藤勇 角智子
中島謙二 池田一 須山隆
珍部芳裕

(別紙)

女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」(以下「本条約」という。)が、日本政府により、1985年に批准されて以来、4半世紀を経た現在も女性差別は今なお地域社会や雇用の場等に根深く存在しています。「世界経済フォーラム」の「世界男女格差報告」2008年版によると、日本の男女格差指数の順位は、130カ国中98位と前年の91位からさらに後退しており、日本における女性差別の是正が国際的にもきわめて遅れていることを示しています。

本条約の実効性を高めるための「女子差別撤廃条約選択議定書」(以下「選択議定書」という。)は、1999年の国連総会で採択され、2000年12月に発効し、現在96カ国が批准しています。

しかし、日本政府は「司法権の独立を侵すおそれ」を理由に、いまだに批准していません。経済協力開発機構（OECD）加盟国で、批准していないのはアメリカと日本の2国のみです。2003年夏には、国連女性差別撤廃委員会（以下「撤廃委員会」という。）が日本政府に対し、「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を進める上において司法を補助するものであると強く確信している」と批准を勧告しています。また、今年8月には、第6次政府報告書を審議した撤廃委員会が、女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが進んでいないことを厳しく指摘し、その中で、日本政府に対し改めて選択議定書の批准を勧告しました。

選択議定書は締結国の個人、または個人の集団に直接撤廃委員会に申し立てることができる権利を与え、撤廃委員会は通報に基づいて調査、審議を行い、当事国に意見・勧告ができるとするなど、女性差別撤廃を促進するために有効な内容を定めています。

また、日本でも男女共同参画審議会答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准への積極的な姿勢を示しています。

選択議定書の批准は、日本における女性差別撤廃の取り組みの強化を促し、男女共同参画社会の形成を促進するものであり、政府が男女共同参画社会基本法に「21世紀の最重要課題」と位置づけている理念の実現を推進し、日本の社会と経済をより発展させるためにも、選択議定書の早期の批准が求められます。

よって島根県議会は、国及び政府に対し、選択議定書の速やかな批准を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

男女共同参画担当大臣

【平成21年9月29日原案可決】

女性差別撤廃条約選択議定書の批准にむけての
すみやかな検討を求める意見書

女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、条約締約国の個人または集団による女性差別撤廃委員会への通報制度等を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書」は、1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中、113カ国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しており、国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告している。

また、政府は、第4次男女共同参画基本計画において、女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努めるとし、女性差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進めるとしている。

わが国における司法制度、立法制度の関係等において議論があるということは承知しているが、それらの課題を丁寧に議論し、わが国の体制をしっかりと作り上げていくことが重要であり、真の女性差別撤廃を実現するために必要であると考えらる。

よって、国におかれては、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて、すみやかな検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

男女の平等の達成に貢献することを目的として、昭和54年、女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（以下「条約」という。）が、第34回国連総会において採択され、我が国は昭和60年に批准し、条約の締約国となりました。また、平成11年には、条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）が、第54回国連総会において採択され、令和2年2月現在、条約を批准した189か国のうち、113か国が選択議定書を批准しています。

選択議定書には、条約に定められている権利の侵害を、個人等が国連女子差別撤廃委員会に通報できる個人通報制度と、信頼できる情報を得た事案等について同委員会が調査を行うことができる調査制度が規定されており、女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性を確保する上で重要な役割を果たすことが期待されています。

このことにより、我が国は同委員会から、平成15年、平成21年及び平成28年に、選択議定書の批准を検討するよう繰り返し求められてきました。

また、国内では、女性差別撤廃の取組強化を図るため、選択議定書の早期批准を求める声が全国各地で高まっており、参議院においては、同様の趣旨の請願が平成13年から平成28年までの15年間に20回採択されています。

このような状況の中、国は、男女共同参画社会基本法に基づく第4次男女共同参画基本計画に、条約の積極的遵守のための施策の展開に努めることや、選択議定書の早期締結について真剣に検討を進めることなどを明記し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を行ってきたところです。

しかしながら、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数について、世界経済フォーラムが毎年公表している報告書の中で、令和元年の日本の総合スコアは、平成30年の149か国中110位から、153か国中121位に後退しています。条約が国連総会で採択されてから40年を超えた現在、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためには、更なる施策の推進が急務となっています。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、選択議定書を速やかに批准し、女性差別の完全な撤廃に向けた取組を更に推進することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月13日

さいたま市議会議員

渋谷 佳孝

衆議院議長

大島 理森 殿

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」が1985年に批准されて以来、四半世紀近くを経た現在も、女性に対する差別は今もなお社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在している。

本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会の調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書」(以下「選択議定書」という。)は、1999年の国連総会で採択され、2000年12月に発効し、現在までに世界で97カ国が批准している。

しかしながら、日本政府は「司法権の独立を侵すおそれ」を理由に、いまだに批准していない。経済協力開発機構(OECD)加盟国で、未批准国はアメリカと日本の2カ国のみである。

2003年夏、本委員会は、日本政府に対して「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を進める上において司法を補助するものであると強く確信している」と批准を「勧告」している。

「世界経済フォーラム」の「世界男女格差報告」2008年版によれば、日本の男女格差指数の順位は130カ国中98位と、前年の91位よりさらに後退しており、女性差別の是正が国際的に見ても極めておくれていることを示している。

加えて、昨秋以降の未曾有の経済・金融危機の中、妊娠・出産を理由にした不利益な扱いや、育児休業などを理由にした女性の解雇などが急増していることから、妊娠中の女性に特別の保護を与えることを定めている本条約の徹底が緊急の課題となっている。

一方、政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけている。選択議定書についても、男女共同参画審議会答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准へ積極的姿勢を示している。

こうした現状に則し、日本における女性差別撤廃の取り組みの強化を促す選択議定書の批准を早急に実施するよう求める声が各地から上がっている。本条約が真の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が求められている。

よって、本市議会は国に対し、選択議定書の国連採択10年の節目に当たる本年こそ、選択議定書を批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月16日

千葉県議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

あて

内閣府特命担当大臣

(少子化対策・男女共同参画) あて

衆議院議長

参議院議長

議員提案第20号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和2年12月22日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡辺有子

五十嵐完二

風間ルミ子

飯塚孝子

倉茂政樹

平あや子

加藤大弥

宇野耕哉

細野弘康

小柳聡

高橋聡子

青木学

竹内功

石附幸子

小泉仲之

中山均

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった、女性差別撤廃条約（1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。2020年12月現在、締約国189か国中113か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。政府が女性活躍を推進している一方で、医学部入試での女性差別問題などの直接的差別や、新型コロナウイルスの影響下での女性の非正規雇用の解雇や雇い止め、DV被害の顕在化など間接的な差別により、条約で保障された女性の権利が侵害されている実情も明らかになりました。また、各国における男女格差をはかるジェンダー・ギャップ指数2020によると、日本は153か国のうち121位といまだ低い状況です。

選択議定書が批准されれば、条約締約国の個人または集団が、国内手続を尽くした上で、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができます。委員会では申立て内容を審議し、通報者と当事国に見解、勧告を通知する制度を定めています。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、女性差別解消の実効性をより高めることとなります。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割です。2016年に日本の条約実施状況を審議した国連の女性差別撤廃委員会では、同条約選択議定書の批准を再び日本政府に勧告しています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努める、女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進めるとしていますが、いまだ締結に至っていません。現在国で議論されている第5次男女共同参画基本計画（案）にも、女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとの記載があります。

よって、新潟市議会は政府及び国会に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月22日

新潟市議会議長

佐藤 豊美

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

宛て